閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:令和4年9月16日(金) 10:05 ~10:15

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:岸田文雄内閣総理大臣

寺 田 稔 国務大臣(総務大臣)

葉 梨 康 弘 国務大臣(法務大臣)

林 芳 正 国務大臣(外務大臣)

鈴 木 俊 一 国務大臣(財務大臣、内閣府特命担当大臣)

永 岡 桂 子 国務大臣(文部科学大臣)

加 藤 勝 信 国務大臣(厚生労働大臣)

野 村 哲 郎 国務大臣(農林水産大臣)

西 村 明 宏 国務大臣 (環境大臣、内閣府特命担当大臣)

松 野 博 一 国務大臣(内閣官房長官)

河 野 太 郎 国務大臣 (デジタル大臣、内閣府特命担当大臣)

秋 葉 賢 也 国務大臣(復興大臣)

谷 公 一 国務大臣(国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣)

小 倉 將 信 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

山 際 大志郎 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

岡 田 直 樹 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

欠席者:斉藤鉄夫国務大臣(国土交通大臣)

西村康稔 国務大臣(経済産業大臣、内閣府特命担当大臣)

浜 田 靖 一 国務大臣(防衛大臣)

陪席者:木原誠二内閣官房副長官

磯 﨑 仁 彦 内閣官房副長官

栗 生 俊 一 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○政令 4件

○人事 4件

○配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容:

- ○松野国務大臣:ただ今から、閣議を開催いたします。 まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。
- ○木原内閣官房副長官:一般案件について、申し上げます。まず、「天皇皇后両陛下の英国御訪問」について、御決定をお願いいたします。本件は、英国女王エリザベス2世陛下が9月8日崩御され、来る19日同国ロンドンにおいて御葬儀が行われることから、皇室及び我が国との関係に鑑み、天皇皇后両陛下に御葬儀に御参列のため、17日から20日までの予定で、同国へ御訪問願うこととするものであります。次に、「国事行為の委任」について、御決定をお願いいたします。本件は、天皇皇后両陛下の英国御訪問の期間中、日本国憲法及び国事行為の臨時代行に関する法律の規定に基づき、国事に関する行為を皇嗣文仁親王殿下に委任して、臨時に代行させられることとするものであります。

次に、「重要土地等調査法の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法の規定に基づき、防衛関係施設などの重要施設等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関し、基本的な事項を定めるものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「重要土地等調査法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年9月20日とするものであり、「同法施行令」は、重要施設に該当する生活関連施設等について定めるものであります。

次に、「予防接種法施行令の一部改正令」は、60歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたものについて、同予防接種を受ける努力義務の対象とするものであります。

次に、「森林法施行令の一部改正令」は、太陽光発電設備の設置を目的とする林地 開発について、規制の対象となる規模に係る規定を追加する等の改正を行うもので あります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、19日から23日まで、林外務大臣が、19日から24日まで、国際連合総会出席等のため、 それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、山中伸介を原子力規制委員会委員長に任命することの認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。

次に、天皇皇后両陛下の英国御訪問に際しまして、侍従長別所浩郎に首席随員を、 式部官長秋元義孝外7名に随員をそれぞれ命ずることについて、御決定をお願いい たします。

次に、河西浩一外194名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。 次に、配布資料といたしまして、「厚生労働白書」があります。本件につきまして は、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果を参議院に報告した旨、会計検査院から通知があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」に

ついて、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府等との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、7か国、3機関に対する計13件、総額約92億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、先方との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

- ○松野国務大臣:次に、大臣発言がございます。まず、厚生労働大臣から2件御発言 がございます。
- ○加藤国務大臣:まず、「令和4年版 厚生労働白書」について、御説明いたします。 今年の白書は、「社会保障を支える人材の確保」と題して、現役世代が急減していく 人口構造を踏まえ、医療・福祉サービスの就業者数の見通しを整理するとともに、 担い手不足の克服に向けた医療・福祉サービスの提供の在り方や、人材確保に関す る今後の対応の方向性をテーマとしました。厚生労働省としては、この白書の内容 も踏まえ、多様な人材の確保や参入促進、イノベーションの推進等により、安定的 な医療・福祉サービスの提供に取り組み、国民が安心して暮らしていける社会の実 現を目指してまいります。

次に、老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、9月15日を「老人の日」として定めています。今年度も、その記念行事として、新たに100歳になる方全員に、内閣総理大臣からお祝い状と記念品を15日から贈呈しています。「今年度の対象者」は、9月1日現在、4万5,141名で、男性6,219名、女性は3万8,922名です。なお、本年9月1日現在、住民基本台帳による「国内の100歳以上の方の総数」は、9万526名です。「最高齢」は男性が111歳、女性は115歳となっています。

○松野国務大臣:次に、私から、G7広島サミットに係る関係閣僚会合の開催について、申し上げます。来年のG7広島サミットに係る関係閣僚会合について、地方公共団体からの要望や、関係府省庁による検討を踏まえ、政府として総合的に検討した結果、今般、次のとおり開催地を決定しましたので、御報告いたします。科学技術大臣会合 仙台市、男女共同参画・女性活躍担当大臣会合 栃木県日光市、内務・安全担当大臣会合 茨城県水戸市、デジタル・技術大臣会合 群馬県、貿易大臣会合大阪府、教育大臣会合 富山県・石川県による共催、保健大臣会合 長崎県長崎市、労働雇用大臣会合 岡山県倉敷市、農業大臣会合 宮崎県宮崎市、気候・エネルギー・環境大臣会合 札幌市、交通大臣会合 三重県志摩市、都市大臣会合 香川県高松市、これらの会合並びに既に開催地を発表した外務大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議の具体的な日程については、今後、それぞれの関係府省庁において所要の調整を行った上で、然るべき時期に当該府省庁から発表することとします。

○林国務大臣: スリランカにおける人道状況の悪化を受けた追加的緊急無償資金協力 及びパキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力として、合計1,05 0万ドルの供与を行うこととします。スリランカでは、食料や栄養の支援、パキス

次に、外務大臣。

タンでは、食料や水・衛生、生活必需品の支援などを行います。

- ○松野国務大臣:次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- ○岸田内閣総理大臣:林大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。なお、私も、19日から23日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。
- ○松野国務大臣:これをもちまして、閣議を終了いたします。 引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。 御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別添]

◎一般案件

資料 あり○天皇皇后両陛下の英国御訪問について(決定) (宮内庁・外務省)

" ○国事に関する行為の委任について (決定)

(宮内庁)

" ○重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を 阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針に ついて(決定) (内閣府本府)

◎政 令

- 資料 あり の重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利 用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施 行期日を定める政令(決定) (内閣府本府)
 - " ○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令(決定)(同上)
 - □ 予防接種法施行令の一部を改正する政令(決定)(厚生労働省)
 - "○森林法施行令の一部を改正する政令(決定) (農林水産省)

◎人 事

資料 ☆内閣総理大臣岸田文雄外1名の海外出張について (了解)

- 資料 〇山中伸介を原子力規制委員会委員長に任命することの認証を仰ぐことについて(決定)
 - □ 侍従長別所浩郎外8名に天皇皇后両陛下英国御訪問につき首席随員等を命ずることについて (決定)

◎配 布

☆令和4年版 厚生労働白書 (厚生労働省) ☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書 (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

(令和4年) 9月16日 (金)

◎一般案件

資料 なし 次取りまとめ分)等について(決定)(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]